

変更届について

1. 変更届の要否について

指定申請時に提出した申請書等に記載されている事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、いわき市に届け出てください。

ただし、「軽微な変更」である場合には、変更の届け出は必要ありません。次に、軽微な変更か否かの考え方を掲載いたしますが、判断が難しい場合は、いわき市にお問い合わせください。

【軽微な変更の考え方】

- ① 設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価格の相違である場合は、軽微な変更該当します。
- ② 38条の法人税控除に関して、雇用に係る事業内容、雇用場所が変更になった場合は、軽微な変更にあたりません。 ⇒ 変更届が必要です。
- ③ 代表者が変更になった場合は、軽微な変更にあたりません。 ⇒ 変更届が必要です。

2. 変更届の提出について

変更届を提出する際には、次の流れに沿って、資料をご準備ください。

- ① はじめに、別紙1「変更届」に必要事項を記載してください。



- ② ☆事業実施計画書に記載のある事項について変更が生じている場合
変更後の事業実施計画書、指定申請書及び宣言書を、別紙1「変更届」に添付してご提出ください。

☆事業実施計画書に記載のある事項以外の事項に変更が生じている場合

別紙2「変更事項報告書」に変更点を記載し、当該変更が定款及び登記事項等の変更を伴う場合には、変更後の定款及び登記事項証明書と併せて指定申請書、宣言書を、別紙1「変更届」に添付してご提出ください。

※登記事項証明書は写し可(ただし、写しを提出の際は原本の持参をお願いします。)

3. 変更届の承認通知について

変更届の提出を受けた市は、変更内容について、法令等との適合性を確認したうえで、

- ① 変更事項が公表されている事項（下記参照）にあたる場合には、変更承認の通知書を交付するとともに、変更内容について公表いたします。
- ② 上記以外の変更届については、当該変更届の受理をもって承認することといたします。

【変更承認の通知書を交付する場合】

- ① 法人名称の変更
- ② 本店所在地等の変更
- ③ 復興推進事業の内容の変更
- ④ 指定の有効期間の変更

【お問い合わせ先】

いわき市役所産業創出課
電話：0246-22-1244
0246-22-1126